法規的告示

○国税庁告示第十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年七月四日から施行する。

令和七年七月四日

国税庁長官　江島　一彦

改正後		
○別表		
第一欄	第二欄	第三欄
［略］		
規則第九条第四項	（略）	（略）
規則第九条第五項	（略）	（略）
規則第九条第六項第六号	（略）	（略）
［略］		

改正前		
○別表		
第一欄	第二欄	第三欄
［同上］		
規則第九条第三項	（略）	（略）
規則第九条第四項	（略）	（略）
規則第九条第五項第六号	（略）	（略）
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第百九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１	**別表第１**
１～1213　（略）	１～1213　（略）
1214　経皮的三尖弁接合不全修復システム	（新設）
1215　吸収性軟骨再生用材料	（新設）

○厚生労働省告示第百九十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿